

軍馬改良と名馬の産地 -明治期の戦争がもたらした矛盾-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2020-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀内, 孝 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20684

軍馬改良と名馬の産地 — 明治期の戦争がもたらした矛盾 —

堀内 孝

要旨 日清戦争において、日本の軍馬、とくに徴発馬の未熟さが明らかになると、優良種牡馬の購買や繁殖を担当する種馬牧場、種牡馬の民間への派遣を行う種馬所が全国に設置されるなど、軍馬改良が動き出した。しかし、優良種牡馬の輸入と去勢を中心とする軍馬改良は、金と時間と手間を要するものであり、すぐに成果があらわれることはなかった。日露戦争においても、性質、体尺、能力すべての面で、弱点が露呈する結果となった。

日露開戦直後の1904（明治37）年、現状を憂えた明治天皇から、総理大臣をはじめとする関係大臣などに、馬匹改良についての指示が出された。その結果、馬政局が設立され、軍馬改良は国家の総力をあげた取り組みへと発展した。

軍馬として購買されることは、馬産農家にとって高額の収入を意味した。しかし同時に、軍馬改良は多くの矛盾を馬産地にもたらすことになった。

たとえば、優良種牡馬の輸入による体尺の向上は、飼料など馬産農家の経済的負担を増加させ、同時に女性や子どもにとって、馬のあつかいを難しくすることになる。また、手術によって死亡するケースもあり、去勢はなかなか普及しなかった。結局、馬匹去勢法は、公布から施行まで15年を要することになった。軍馬改良は、あくまで陸軍の要求であり、馬産農家にとって緊急に取り組むべき課題とはいえなかった。

この矛盾は、陸軍が軍馬購買というアメと、軍馬改良というムチを使い分けながら、名馬の産地を政治的、経済的に利用した結果もたらされたものだった。

キーワード：軍馬改良、国家的課題、名馬の産地

はじめに

人と馬はこれまで、長く深いかかわりを紡いできた。自動車や列車、飛行機などが普及する以前、人にはない走力や輸送力をもつ馬によって押し広げられた空間、生み出された時間は、人の生活に劇的な変化をもたらした。源平の合戦が行われた平安時代末期や戦国時代などをのぞけば、日本でつくられた最も深い結びつきは、明治から昭和のなかばにかけてであり、馬が農耕馬や輸送馬、あるいは軍馬としてのものだった。

とりわけ軍馬は、騎兵、歩兵、工兵、野砲兵、輜重兵などとともに、陸軍の目や耳、足となり、様々な場面で重要な役割を果たしてきた。騎兵による戦闘、斥候、搜索、歩兵による武器の運搬、野砲兵による火砲の運搬、弾薬車、観測車、予備品車の牽引、輜重兵による軍需品の搬送などである。日本軍はその最終章において、アジアから太平洋の広大な領域に展開したが、そこには常に活兵器⁽¹⁾、軍馬の存在があった。

ところが明治期の戦争、日清戦争、北清事変、日露戦争における日本の軍馬、とくに徴発馬はきわめて未熟であり、徴発から帰還まで、多くの混乱をもたらしていたのである。本稿は日清戦争以降、喫緊の課題となった軍馬改良が、近代的な陸軍の建設に大幅に遅れる形で本格化した背景と経過、そして、陸軍を底辺でささえた名馬の産地に、日本の軍馬改良が何をもたらしたのか、どのような影響を与えたのか検証する。

「兵員」・「武器」とならんで、国防上の三要素⁽²⁾のひとつとされた「軍馬」については、これまでほとんど研究が存在しなかった。武市銀治郎『富国強馬 ウマからみた近代日本』⁽³⁾、大江志乃夫『明治馬券始末』⁽⁴⁾は、いずれも類書の少ない、貴重な先行研究である。

武市は、「わが国の近代化のありようを、一面から鮮やかに照らしだす」⁽⁵⁾と、軍馬にスポットをあてることで、近代日本の歩みをとらえようとしている。しかし、「日中戦争（支那事変）勃発以来、戦場に送った馬は未曾有の多数に上り、国内の馬資源は相当減少してきて産業上の打撃はもとより軍馬の供出すら漸次円滑を欠くに至ってきた」⁽⁶⁾と、その実態を指摘しているにもかかわらず、問題点や矛盾点に対する踏み込みは弱い。また、巻末の「近代日本の馬に関する諸統計」⁽⁷⁾など、史料の出典が明確にされていない弱点もある。

大江は、第一次世界大戦で自動車や戦車が登場したにもかかわらず、「時代の変化に日本陸軍は鈍感であった」、「相変わらず馬を機動力とし歩兵の歩みのテンポで戦争することしか考えていなかった」⁽⁸⁾と、厳しく指摘しながら、競馬に注目することで、軍馬改良をめぐる陸軍省・農商務省・宮内省の交錯する思惑や、馬政⁽⁹⁾の混乱と矛盾を描いている。しかし、比重をおいているのはあくまでも競馬である。

最近になって、ようやく軍馬についての研究が増えてきている。そのひとつに、森田敏彦『戦争に征った馬たち－軍馬碑からみた日本の戦争－』⁽¹⁰⁾がある。森田は、戦争当時の新聞記事、

文献、歌、軍馬碑などから、民衆の馬や戦争に対する意識を明らかにしようとしている。ただし民衆とはいっても、馬産農家の多くは、小農あるいは自分で馬を購入できない馬小作とよばれる社会的弱者であり、その手法自体に限界があるのではないだろうか。

大瀧真俊『軍馬と農民』⁽¹¹⁾は、農業史・畜産史・軍事史を重ねあわせ、農耕馬などもふくめた馬匹改良を考察している。大瀧はこれからの課題としているが、最も評価できるのは、小農あるいは馬小作に対する目配りと、東北が中央に従属させられてきた問題点を、馬に焦点をあてて描き出そうとするその試みにある。ただし、軍馬改良と馬匹改良の矛盾と対立を指摘しているが、軍馬改良についての分析が十分とはいえず、矛盾のあらわれである去勢についての検討がされていない。

しかし、軍馬についての研究が増えつつあること、なかでも民衆あるいは馬産農家の視点から馬政をとらえようとする最近の動向は、注目される。

なお本稿では、軍馬改良と馬匹改良のふたつの用語を使用するが、軍馬改良は、軍馬を育成するための改良のことであり、馬匹改良は、軍馬にとどまらず、農耕馬など農業用の馬や、輸送馬など産業用の馬を育成するための改良という意味で使用する。

1 明治期の戦争と軍馬

(1) 日清戦争と軍馬

軍馬改良の取り組みは、日清戦争から北清事変、日露戦争にいたる苦い経験の連続によって本格化していった。ここからは日清戦争を皮切りに、時系列で日本の軍馬について検証していくことにする。

日清戦争には、多くの軍馬が動員されている。軍馬は、騎乗用の乗馬、砲車、弾薬車、観測車などを牽引する輓馬、軍需品を駄馬具にのせて運搬する駄馬にわけられるが、とくに徴発馬については、体尺および輓曳力、負担力、持久力などの能力、性質にいたるまで、きわめて不十分な状況だった。日清戦争は、日本の近代史上初の本格的対外戦争だったが、こういった事実をさらけ出したのである。

日清戦争当時の動員時常備馬数は6,770頭、それ以外に国内外で調達した馬は5万1,406頭である⁽¹²⁾。軍馬補充は徴発令⁽¹³⁾によって実施されたが、同時に随時購買も行なわれた。臨時予備馬廠をもうけたり、補充困難な師団にあっては馬匹徴発区を改正、体尺標準を下げて徴発する場合もあった。出征部隊は戦地においても購買を行い、捕獲馬や驢騾馬の混用などで対応するしかなかった⁽¹⁴⁾。

凱旋した第二師団歩兵第十六連隊の九州産馬について、新潟県属佐藤運平は、「東北地方殊ニ南部産ノ馬匹ト同一ノ惣役ニ服セシメテ疲憊衰憊ノ甚シキハ當然ナリトス而シテ性質甚タ剽悍御シ難キモノ尠カラス」⁽¹⁵⁾と述べている。

訓練を重ねてきた平時保管馬に対して徴発馬は、戦闘以前の段階で疲弊する結果を招いていたのである。後述のように日清戦争をきっかけに、軍馬改良が本格化することになる。

(2) 北清事変と軍馬

日清戦争に敗れた清は、列強の侵略にさらされ、分割、半植民地化の進行に苦しんでいた。民衆の困窮を背景に、1899（明治32）年から翌年にかけて、白蓮教系の秘密結社である義和団が、「扶清滅洋」を掲げ、各国公使館や商社、キリスト教会、鉄道などを襲撃した。翌年山東省から天津、北京に運動が拡大すると、日・英・米・露・仏・伊・独・奥8か国が共同出兵し、北清事変に発展した。

第五師団とともに従軍した太田楨太郎一等獣医が、参謀本部に報告書を提出している。この報告書から、北清事変における日本の軍馬についてみていきたい。

太田がまず訴えたのは、獣医の不足による超過密労働である。ほかにも、馬匹名簿が添付されていないこと、甲隊に送るべき軍馬を乙隊に、駄馬を必要とする所に乗馬を送るなどの混乱があったこと、輸送船の風通しが悪いこと、道ばたに廃斃馬が捨てられていたことなどが指摘されている。共同出兵であるために、以下のような日本の枠に留まらない問題も生じていた。

此時露兵ハ其士官ノ命ニ依リ直ニ來テ我カ馭卒ヲ助ケ馬匹ノ後軀ヲ壓スルカ或ハ繩ヲ以テ兩人ニテ臂ヲ撈ヒ上ケ其活發ナル動作ト偉大ナル腕力トニ依リ直ニ之ヲ乗車セシムルヲ見タリ

既ニ乗車セシ後ニ在テモ馬匹騷擾シ他馬ト列セス斜向若クハ直角トナレル場合ニハ我馭卒ハ之ヲ正タスヲ得ス續ヒテ入ルヘキ馬匹ノ馭者ハ之ヲ恐レテ入ラス我將校ハ口舌能ク之ヲ指揮スレトモ實際如何トモ爲ス能ハス或車ノ如キハ露ノ大尉自ラ車内ニ入りテ馬列ヲ整ヘタルヲ見タリ¹⁶⁾

これは1900（明治33）年7月21日、第五師団司令部が、塘沽から天津に列車移動する際のトラブルである。乗車に必要な踏板の準備すらしておらず、素直に列車に乗ろうとしない、あるいは乗ったとしても暴れるため、ロシア軍の助けをかりて乗車させ、ようやく馬列を整えるありさまだった。出発時間までに乗車できなかった軍馬は、次の列車で移動させることになり、ロシア軍大尉のはからいで、車両を増加することになった。結局、塘沽から天津まで、予定通りの移動ができなかったのである。

日本の徴発馬は団体行動に慣れておらず、兵卒も素人といってよかった。太田は、「獎來ニ於ケル希望」、「國家事業トシテノ希望」として、以下の五つをあげている。「産馬ノ改良ヲ速ニ實行スヘシ」、「全國牡馬ノ去勢術ヲ斷行スヘシ」、「乗馬税ヲ廢止スヘシ」、「民間ニ裝蹄術ヲ

奨励スヘシ」,「一般ニ馬匹ニ對スル衛生上ノ觀念及馬匹利用ノ念慮ヲ發揮セシムヘシ」である。

1900（明治33）年11月17日、帰国した太田は、「森岡騎兵大佐ノ如キハ凱旋ノ日ニハ四千ノ徴發馬ヲ悉皆太沽沖ニ沈テ歸ラントマデ嘆息セラレマシタ」⁽¹⁷⁾と、獣医学士会⁽¹⁸⁾で述べている。「我騎兵隊發達ノ歴史上特筆スヘキ功績アル」⁽¹⁹⁾とされた森岡正元騎兵大佐でさえ、徴發馬については、騷擾の繰り返しにため息をついていたのである。

太田はさらに、以下のような自らの経験を紹介している。「敵ノ軍馬（支那馬）千頭計ヲ捕獲シタリシカ何レモ皆能ク用ニ適セルヲ以テ我徴發和馬ノ三分一乃至三分二ハ御拂函トナリ支那馬ヲ以テ代補セラレマシタ」⁽²⁰⁾。太田は清の軍馬を、「性質温順忍耐ニ富ミ軀幹圓ク警甲低クシテ輓馬ノ素養アリ」⁽²¹⁾と評価していたのである。

また、太田とともに従軍した岡源治郎獣医が、同じ獣医学士会で、以下のような談話を残している。

天津居留地デハ米軍ハ兵士一人ニテ馬二頭ヲ引キ整肅ニ列ヲ立テテ毎日水與ニ行キマス其馬匹中ニハ隨分牝馬ガ多數混シテ居リマスガ或日其行列ニ出會シ馬匹ノ善良ニシテ順柔ナノヲ感心シテ見テ居リマスルト自分ノ乗テ居ル馬ハ米軍ノ牝馬ヲ見ルヤ否ヤ米軍ノ行列中ニ飛入り列ヲ混亂サセマシタニハ實ニ閉口致マシタ亦北京ニ行進中濫リ二人馬ヲ咬蹴シ制禦ス可カラサルモノアリマシテ終ニ北倉ニ於テ銃殺致マシタコトガアリマス⁽²²⁾

これは、最も苦勞したことのひとつ、牝馬とのトラブルだったが、結局、共同出兵であったことが、日本の軍馬の悲惨な状況を各国に露呈させることになった。

岡は最後に、「民間馬匹去勢法ノ普及」、「虐待ノ禁制」、「調教法ノ改善及其普及」について述べると同時に、外国の将校から、日本の軍馬が「家畜ニ非ラス野獸ナリト評サレ」たことを紹介している。

日本の軍馬を「野獸」、「猛獸」とする発言は、『富国強馬 ウマからみた近代日本』⁽²³⁾、『明治馬券始末』⁽²⁴⁾などの先行研究においても紹介されているが、発言が誰のものなのか、最初に日本に伝えたのが誰なのか、明らかになっていない。しかし、岡の報告が、日本国内に広まるきっかけのひとつになった可能性がある。

1901（明治34）年9月7日、北京議定書の締結によって、北清事変は終結した。8か国中最大、2万2,000名の派遣を行った日本は、列強のなかで存在感を発揮することに成功したものの、軍馬についてはきわめて低い評価を受けていたのである。

(3) 日露戦争と軍馬

日清戦争は日本の勝利に終わったが、このことは、朝鮮、満州支配をめぐるロシアとの対立を表面化させることになった。日清戦争開始から10年、北清事変終結から4年、1904（明治37）年から翌年にかけて、日露両国が激しく火花を散らすことになった。

前述の太田一等獣医が、第一師団兵站部獣医部長として従軍しているので、その報告をもとに、北清事変と比較してみたい。

前々戦役並ニ前事變ニ見タルガ如キ馬屍道路ニ旁午スト云フ悲惨ノ景況ノ今回全ク其迹ヲ絶チタルハーニ兵站病馬廠ノ賜カト存候（中略）開戦以來總軍ノ収容セル兵站病馬廠患馬ハ既ニ萬ニ近カルベク其五六十%ヲ起死回生致候ハ軍國ニ對シテ微勞ト稱スルノ價アルカト存候⁽²⁵⁾

兵站病馬廠は、北清事変で初めて設けられたが、今回はそれが拡張されたことによる改善だった。太田は万に近い患馬のうち、50から60%は復帰したこと、蹄鉄、藪秣、薬剤、器械の補充は良好であること、炭疽病⁽²⁶⁾についても、予防注射の効果があつたことを報告している。

また、鞍傷についても改善があつたとしているが、筆者が調べた範囲では、太田以外の獣医は弱点として指摘している⁽²⁷⁾。鞍傷は兵卒の靴傷同様、軍馬にとってのいわば職業病であり、アジア太平洋戦争においても完全に解決することはなかった。

太田が指摘するように、多少の改善がみられたものの、のちに述べる日清戦争後の軍馬改良が成果としてあらわれるには、あまりにも時間が短すぎた。

日露戦争中の軍馬の徴発は、過去最大規模のものだった。開戦段階での陸軍の平時保管馬は3万652頭、これに購買や捕獲によるものもふくめた戦時補充馬14万1,404頭を加え、計17万2,056頭となった⁽²⁸⁾。しかし、日清戦争同様、軍馬の不足は容易に解決できなかった。

1904（明治37）年4月以降、臨時中央馬廠を東京に、支厩を広島、仙台、名古屋など6か所に設置したものの⁽²⁹⁾、状況をかえるまでにはいたらなかった。徴発馬に応急の調教を行ったり、開戦の3年前には馬匹去勢法が公布されていたにもかかわらず、普及が遅れ、余裕があれば去勢を施すといった状況だった⁽³⁰⁾。

結局、戦地馬匹購買委員をオーストラリアに派遣し、約1万頭を購入する事態となった。戦地への動員は間にあわなかったが、これらは特別馬匹とよばれ、戦後、農商務省や北海道、東北などの馬産農家に貸し下げられた。

一方、ロシア軍から捕獲した軍馬は、9頭が天皇、2頭が皇太子、2頭が農商務省、さらに26頭が青森、岩手などの馬産地にそれぞれ配布された⁽³¹⁾。ロシアは、キルギス馬、ザバイカル馬、カフカス馬など「世界有数の産馬」⁽³²⁾を有し、「筋骨逞シク肉付ハ最モ良シク概シテ體

力ノ強大ナルコトヲ想像スルニ足ル」⁽³³⁾と評価されていたのである。

開戦の前年、寺内正毅陸軍大臣は、清浦奎吾農商務大臣にあてた「馬匹改良上ニ關スル件」⁽³⁴⁾で、「晩近火器ノ改良ニ伴ヒ戰術ノ變遷ヲ來タシ戰術ノ變遷ハ又騎兵及ヒ砲兵ニ一層運動ノ敏捷ヲ要求シ從テ軍馬ハ往年ニ比シ殆ント二倍ノ能力ヲ要スルニ至レリ」と指摘している。火器の重量化や戦術の変化についても、日本の軍馬は対応できていなかった。

北清事変の参戦獣医は不明だが、日清戦争は111名、日露戦争は589名である⁽³⁵⁾。しかし動員された軍馬の数を考えると、大幅に増えたはずの日露戦争でさえ、獣医1名が300頭弱の軍馬を担当する状況で、超過密労働にかわりはなかった。このことについては、軍馬改良同様、かんたんに解決できることではなかった。

日清戦争、北清事変、日露戦争ともに日本が勝利した。しかし、日清戦争をきっかけとして本格化したはずの軍馬改良ではあったが、すぐに実を結ぶほど甘くはなかった。日露戦争においても、その弱点が露呈する結果となった。

2 本格化する軍馬改良

(1) 馬匹調査会の発足

明治以降、優良種牡馬の輸入や調馬厩の設置などが行われてきたが、日清戦争の段階で獣医の数が不足し、軍馬改良も遅れていることがはっきりした。常に指摘されていたのが、何より軍馬の従順な性質であり、体尺および能力の向上だった。優良種牡馬の輸入、去勢の普及、調教の改善などが、対策として求められていた。

1895（明治28）年6月18日、馬匹調査会規則⁽³⁶⁾が制定された。すでに陸軍省と農商務省の話し合いによって、馬匹調査会の設立が決定していた⁽³⁷⁾。馬匹調査会は農商務大臣の監督下におかれ、馬製の整理と、馬匹改良に関する農商務大臣の諮詢に意見を述べるほか、関係各大臣に建議できるとされた。

会長には金子堅太郎農商務次官が就任し、委員には陸軍省・農商務省・宮内省、さらに帝国大学農科大学（現在の東京大学農学部）教授をはじめとする有識者に加え、青森、岩手のように馬産がさかんな12県から、牧場経営者などそれぞれ1名が選出された。

馬匹調査会は、国外および国内の優良種牡馬の選定、馬匹改良の実施、種馬牧場および種馬所、牧馬学校⁽³⁸⁾の設置、産馬組合の設立、種牡馬検査の実施、去勢の実施方法、共進会や競馬への賞金下付による産馬奨励などを話し合い、それぞれ建議した。

なお宮内省は、千葉県に下総御料牧場⁽³⁹⁾、北海道に新冠御料牧場、岩手県に外山御料牧場を保有しており、牛馬などの蕃殖、育成にかかわる蓄積があった。

第1表 種馬牧場、種馬所、種馬育成所一覧（明治および大正期に設立されたもののみ）

名称	位置	備考
奥羽種馬牧場	青森県上北郡七戸村	1896（明治29）年設立。
九州種馬牧場	鹿児島県始良郡牧園村	1896（明治29）年設立、1907（明治40）年廃止。
日高種馬牧場	北海道浦河郡西舎村	1907（明治40）年設立。
十勝種馬牧場	北海道河東郡音更村	1910（明治43）年設立。
岩手種馬所	岩手県南岩手郡滝沢村	1896（明治29）年設立、1907（明治40）年、岩手郡厨川村に移転。
熊本種馬所	熊本県球磨郡川村	1896（明治29）年設立、1908（明治41）年菊池郡西合志村に移転。
宮城種馬所	宮城県玉造郡西大崎村	1896（明治29）年設立。
秋田種馬所	秋田県仙北郡神宮寺村	1897（明治30）年設立。
福島種馬所	福島県西白河郡西郷村	1899（明治32）年設立。
宮崎種馬所	宮崎県西諸県郡小林村	1899（明治32）年設立。
島根種馬所	島根県仁多郡八川村	1900（明治33）年設立。
愛知種馬所	愛知県北設楽郡段嶺村	1901（明治34）年設立、1910（明治43）年額田郡美合村に移転。
石川種馬所	石川県能美郡御幸村	1902（明治35）年設立。
長野種馬所	長野県佐久郡三井村	1906（明治39）年設立。
鹿児島種馬所	鹿児島県始良郡牧園村	1907（明治40）年設立。
青森種馬所	青森県上北郡野辺地町	1908（明治41）年設立。
長万部種馬所	北海道山越郡長万部村	1909（明治42）年設立。
栃木種馬所	栃木県河内郡薬師寺村	1911（明治44）年設立。
高知種馬所	高知県高岡郡東又村	1912（大正元）年設立。
種馬育成所	岩手県岩手郡滝沢村	1907（明治40）年岩手種馬所跡に設立。

出典：農林省畜産局編『馬政第一次計画実績調査 第一巻』（1935年）pp.2.3より作成。

金子会長は、大山巖陸軍大臣にあてた1895（明治28）年10月31日付建議書「種馬牧場及種馬所設置ノ件ニ付キ建議」⁽⁴⁰⁾で、「某師團ニ於ケル徵用馬匹総數七千餘頭ハ概子剝悍御シ難ク爲メニ多クノ負傷者ヲ生セリ」と述べ、優良種牡馬の供給が緊急に必要であると建議している。軍馬改良の重要性が、陸軍以外にも認識されていたのである。

（2）馬匹改良関連法の整備

馬匹調査会発足後、馬匹改良にかかわる法律が整備されていった。1896（明治29）年4月7日、馬匹の調査及検査に関する法律⁽⁴¹⁾が公布され、以下のことが決まった。島司⁽⁴²⁾、郡市町村長は年1回の民間馬調査を、陸軍官憲も同じく年1回の検査を行うこと、4歳馬の所有者は、12月1日時点の調査をもとに、現在届書（性・年齢・用役・体尺・毛色）を市町村長に提出すること、市町村長は普通所有者と営業所有者に区別し、5歳以上と4歳以下にわけ、乗馬向き、鞍馬向き、駄馬向きに区分すること、町村長は郡長を通じ、市長は直接、徴放管区内の師団長に馬匹調査表と馬匹出入表を提出すること、師団長は軍馬補充部本部長に、馬匹調査表のみを提出することである。これには、これまで不十分だった民間馬の頭数、状態の把握と、戦事における軍馬補充を確実にするねらいがあった⁽⁴³⁾。

同年4月16日、種馬牧場及種馬所官制⁽⁴⁴⁾の公布によって、青森、鹿児島に種馬牧場、岩手、宮城、熊本に種馬所が設立、第1表のように拡張されていった。これらはいずれも農商務大臣の管理下にあり、農商務省農務局牧馬掛が担当した。種馬牧場は種牡馬の購買、蕃殖などを、種馬所は種牡馬の民間への派遣、貸し付けなどの業務を行うようになった。

翌年3月24日、民間の種牡馬について規定した種牡馬検査法⁽⁴⁵⁾が公布され、検査を受けて合格した馬以外は種付に使用できないこと、合格証明書の効力を1年間とすること、疾病などの理由で期限内に不相当とされた場合は、効力を停止または取り消すことが決まった。これによって、九州では種牡馬であっても東北では去勢馬でしかないなど、ばらばらだった基準が統一されることになった。

馬匹調査会は、3回の審議によってその役割を終え、設立からおおよそ3年後の1898（明治31）年4月20日、解散した⁽⁴⁶⁾。馬匹去勢法公布の直後だった。以後しばらくの間、農商務省農務局牧馬掛（同年11月1日牧野課に昇格）が馬政を担当した。

(3) 軍馬補充部の設立

農商務省管轄の種馬牧場、種馬所、宮内省管轄の御料牧場とならんで、軍馬改良に大きな役割を果たしたのが、陸軍省管轄の軍馬補充部である。軍馬補充部条例⁽⁴⁷⁾が公布されたのは、種馬牧場及種馬所官制と同じ年の1896（明治29）年5月11日だった。第2表のように本部を東京に、各地に支部が設立されていった。軍馬補充部は2歳馬を購買し、軍馬となる5歳の秋まで訓練を重ね、乗馬、挽馬、駄馬の用途に応じて各部隊に補充を行った。初代本部長は大蔵平蔵陸軍騎兵大佐がつとめた。

時代によって価格の変動はあったが、軍馬補充部による軍馬購買は、馬産農家に高額の収入をもたらした。陸軍は、軍馬改良のムチをふるうばかりではなく、軍馬購買というアメを用意していたのである。

第2表 軍馬補充部本部支部一覧（明治期に設立されたもののみ）

名称	所在地	備考
本部	東京都赤坂区青山一丁目	
釧路支部	北海道釧路国白糠郡白糠村	1900（明治33）年設立。
川上支部	北海道釧路国川上郡熊牛村	1907（明治40）年設立。
十勝支部	北海道十勝國中川郡本別村	1910（明治43）年釧路支部足寄出張所として設立。1925（大正14）年支部昇格。
三本木支部	青森県上北郡三本木村	1896（明治29）年設立。
七戸支部	青森県上北郡天間林村	1907（明治40）年設立。1926（大正15）年三本木支部七戸派出所に改編。
六原支部	岩手県胆沢郡相去村	1898（明治31）年設立。1925（大正14）年廃止。
鍛冶屋沢支部	宮城県玉造郡川渡村	1896（明治29）年設立。1911（明治44）年、派出所に改編。
萩野支部	山形県最上郡萩野村	1898（明治31）年派出所として設立。鍛冶屋沢支部が移転してきて、支部昇格。1926（大正15）年廃止。
白河支部	福島県西白河郡西郷村	1897（明治30）年設立。
青野支部	兵庫県加東郡河合村	1896（明治29）年設立。
大山支部	鳥取県西伯郡庄内村	1899（明治32）年青野支部大山派出所が移転、昇格。1925（大正14）年廃止。
高鍋支部	宮崎県児滑郡上江村	1909（明治42）年設立。
福元支部	鹿児島県谿山郡谷山村	1896（明治29）年設立。6年後に移転。
高原支部	宮崎県西諸県郡高原村	1898（明治31）年福元支部高原派出所として設立。4年後に福元支部が移転してきて昇格。

出典：前掲『日本馬政史 四』pp.335-336 および各県史、市史など自治体史より作成。なお、派出所、出張所については表からのぞいた。

(4) 国家的課題

日露開戦後の1904（明治37）年4月7日、宮中午餐会において、明治天皇から馬匹改良について、以下のような指示が出されている。

今次戦役に際し、下總及び新冠兩御料牧場に飼養する所の馬匹を出して戦地に送り、以て軍用に充てんとするの状態なり、天皇深く之れを憂慮し、夙に全國馬匹の改良を期したまひしが、四月七日御陪食の事あるに方り、席上御談話會々此の事に及び、特に有朋及び内閣總理大臣伯爵桂太郎に諮るに、宜しく此の機に際し、馬匹改良のため一局を設けて速かに其の實效を擧ぐべき⁽⁴⁸⁾

御料牧場の馬でさえ戦地にかり出される状況だった。これを憂えた明治天皇は、桂太郎総理大臣と山縣有朋參謀総長に、馬匹改良のための組織を設けること、山縣にはさらに、馬匹改良の方針、計画について調査すること、松方正義枢密顧問官には、曾禰荒助大蔵大臣と経費について相談すること、藤波言忠宮内省主馬寮主馬頭⁽⁴⁹⁾には、山縣たちを助け、方針、計画を定めるように命じたのである。

同年9月21日には、臨時馬制調査委員会官制⁽⁵⁰⁾が公布され、委員長1名、委員8名による臨時馬制調査委員会が発足した。臨時馬制調査委員会は内閣総理大臣の監督のもとで、馬政振興の方法を計画するため、馬に関する須要事項を審議するとされた。

委員長は曾禰大蔵大臣、委員は内閣と大蔵省から各1名、陸軍省・農商務省・宮内省からそれぞれ2名が選ばれた。陸軍省委員は軍馬に関する状況の調査、農商務省委員は一般馬政、牧野業に関する状況の調査、宮内省委員はこの後設立される馬政局の方針、施設、計画について、調査を行うことになった。陸軍省・農商務省・宮内省は、馬匹改良についてそれぞれ異なる思惑を有していたが、天皇の指示によって、内閣総理大臣や大蔵省をまき込んだ体制が成立することになった。

1906（明治39）年7月2日、桂太郎のあとを受けた西園寺公望内閣総理大臣は、内閣訓令第一号で、「馬匹ノ需要ハ國家ノ進運ニ伴ヒ軍事タルト産業タルトヲ問ハス益必要ヲ増大シ特ニ軍事ニ在リテ愈急切ノ度ヲ加ヘ其ノ能力ノ如何ハ延テ國力ノ消長ニ関ス」⁽⁵¹⁾と述べ、産馬事業の振興について各庁府県に訓令している。

臨時馬制調査委員会は、藤波主馬頭が作成した原案をもとに、馬政局の設立、馬政計画、去勢法の実施計画などについて審議を重ねていった。

(5) 馬政局の発足～馬政をにぎる陸軍

1906（明治39）年5月31日、馬政局官制⁽⁵²⁾の公布によって、馬政局が発足した。馬政長官、

馬政次長，馬政官，書記官，種馬牧場長，種馬育成所長，種馬所長がメンバーとなり，技師，属，書記，技手が補佐する体制をとった。馬政長官に曾禰大蔵大臣，馬政次長に藤波主馬頭が就任した。

馬政局は省庁から独立し，内閣総理大臣の管理のもとで，馬匹改良，蕃殖その他の馬政を掌るとされ，全国6馬政管区⁽⁵³⁾の馬政を監督することになった。また，2か所だった種馬牧場を3か所に，3か所だった種馬所を15か所に増設，幼牡馬の育成，調教を目的とした種馬育成所を新設，農商務省から馬政局に管理を移すことになった。

馬政のほぼ全体を監督する組織がここに誕生し，役割を終えた臨時馬制調査委員会は廃止となった。以後馬政局は，1923（大正12）年に一度廃止されたものの，1936（昭和11）年には復活し，アジア太平洋戦争終結まで，馬政の推進機関となった。

1910（明治43）年6月22日，馬政局官制が改正され⁽⁵⁴⁾，現役陸軍中将または少将を馬政長官とし，陸軍大臣が管理することになった。寺内正毅陸軍大臣が第2代馬政長官を兼任するなど，大正期中断するまで陸軍の人材が登用され，馬政の主導権が陸軍に移ることになった。

馬政委員会官制⁽⁵⁵⁾が，馬政局官制と同日公布されている。馬政長官を委員長，他に馬政次長，陸軍将官または上長官2名，農商務省高等官1名の計4名が委員となり，3年後には藤波主馬頭が委員に加えられ，5名となった。臨時馬制調査委員会において，「馬政局ノ有力ナル顧問トナルヘキ」⁽⁵⁶⁾と説明された馬政委員会は，内閣総理大臣の諮問機関であり，馬匹改良に関する事項とその施行方法を審議し，意見を述べるとされたが，馬政委員会官制は，馬政局官制と同じ日に改正され，陸軍大臣の監督下に置かれることになった。

1906（明治39）年度から，第1期18年，第2期12年にわたる馬政三十年計画がスタートした。前述の改革の他に，第1期のうちに国有種牡馬を1,500頭にすること，全国総馬数約150万頭のうち3分の1の血液を更新することなどが方針として決まった。

3 軍馬改良の矛盾

(1) 軍馬改良と去勢

予算や取り組みの規模からいっても，軍馬改良の柱に位置づけられていたのは，優良種牡馬の輸入だった。しかし，そのことがもたらす体尺の向上は，飼料代など馬産農家の負担を増加させ，同時に，女性や子どもにとって，馬のあつかいを難しくすることになる。馬匹改良は，欧米にくらべて小規模経営が多数を占める日本の農家にとって，どうしても必要な課題とはいえなかった。

また，優良種牡馬の輸入だけでは，軍馬改良の目的を達成することはできない。獣医学博士柳澤銀蔵は，日清戦争における徴発馬が「一層劣悪獐猛」であるため，「出征将卒が命懸けにて制御したと云ふ事は決して誇張の言ではない」と述べている。さらに北清事変において，日

本の軍馬が「野獸」の集団であると指摘されたことについて、「此如き侮辱は國家、國民の一日も忘るべからざる所の不名譽である」、⁽⁵⁷⁾「尠くとも馬に於て去勢術の斷行は馬匹改良の爲には最初に着手すべき先決問題である」と主張している。

また、獣医学博士今井吉平は自らの著書で、「馬匹の改良如何に進歩するも馬の體形能力如何に優良なるも、去勢の行はれざる限り軍國の必要上馬匹は何等見るべき効力を發揮し能はざるべし」⁽⁵⁸⁾と述べている。優良種牡馬の輸入と去勢があわさって実施されたとき、はじめて軍馬改良が軌道にのったといえる。

(2) 馬匹去勢法をめぐる論争

1901（明治34）年2月、篠崎雅太郎第八師団獣医部長は、宮城県の前馬匹調査会委員南条文五郎などが、馬匹去勢法案を否決にもちこもうとしていることを紹介し、誤解があるとして反論を加えている⁽⁵⁹⁾。南条の主張は以下の5つにまとめられている。

- 第一 辜丸を抜けは其結果種馬を少なからしめ産馬事業の頽廢を來すること
- 第二 拔手切術（原文に據る）の結果農馬并に産馬事業家の馬匹拾頭に付き二三頭の斃死を見ること
- 第三 馬の力を失はしむること
- 第四 乗馬には却て悪結果を及すこと
- 第五 歐米等に其實例なきこと

第五が明らかに事実と異なっているが、ここには、当時の馬産農家が感じていた去勢に対する不安が示されているとあってよい。これに対して篠崎獣医部長は、第1に不良種牡馬が用いられるのを禁ずるためであること、第2に1900（明治33）年、第八師団において200頭の軍馬を施術して1頭の斃死もなかったことから、獣医学も進歩していること、第3に、施術によって軍用にたえられなくなった例は聞いたことがないこと、第4に軍用乗馬について、悪い結果を耳にしたことはないが、なお十分な理由の説明を要すること、第5に去勢術の励行によって、布哇国（ハワイ）では馬種改良をとげたことをそれぞれ説明し、最後に、去勢によって、陸軍に牝馬の混用が可能になれば、牝馬の価格も増してくると述べている。

(3) 馬匹去勢法の推進

青森県の地元紙、『東奥日報』は、去勢法を後押しする記事を数回にわたって掲載している。以下にそのなかのひとつを紹介する。

馬匹は天性順良平素飼主の願使に服従し營々勞苦を辞せざる可憐の志僕なり一朝外界の刺撃に感じ或は他の伴侶に誘はれて狂騒妄動時に危害を興ふるの處なきにあらざるも去勢は之を制遏する最良の手段たり（中略）

勿論陸軍省に於て去勢したる馬は他のものより高價に評價せらるゝ由なれば個人としても直接若干の金額を増収するに利あり⁽⁶⁰⁾

記事は、去勢の普及を主張しており、種牡馬候補を数多くかかえる青森県南部地方にとっては、去勢法の実施は有利だったといえる。

(4) 馬匹去勢法の公布と遅れる普及

馬匹去勢法⁽⁶¹⁾が公布されたのは、北清事變の翌年、1901（明治34）年4月4日だった。種牡馬以外の牡馬は、3歳の春か夏には去勢され、拒否する場合には100円以下の罰金が科されるはずだった。

ところが、1904（明治37）年末に予定されていた馬匹去勢法の施行は見送られ大幅に遅れることになったのである⁽⁶²⁾。同年6月14日、民間の3、4歳馬が去勢した場合、1頭につき3円、翌年には1円上乗せして4円の去勢奨励費を、去勢手術のために斃死または廢疾した場合の損失手当30円以内を馬の所有者に下付することになった⁽⁶³⁾。さらに3年後には、損失手当のみ引き上げられ、50円となった⁽⁶⁴⁾。しかし、こういった奨励策がとられたにもかかわらず、施行が遅れた理由は、馬産農家の誤解や意識の問題だけだったのだろうか。

ひとつには、日露開戦による混乱と去勢技術者の不足を指摘することができる。「徴發及補充購買ノ爲馬匹ニ頻繁ナル移動ヲ來シタルト充員召集若クハ軍隊ニ臨時採用ノ爲技術者ニ不足ヲ告ケタルトニ依リ既成計畫ニ多大ノ影響ヲ及」⁽⁶⁵⁾ほしていた。

人材育成のため、1902（明治35）年2月22日、馬匹去勢術練習生規則⁽⁶⁶⁾が制定された。獣医免許所持者が採用試験に合格すれば、指定された軍馬補充部支部における計4か月間の練習をへたのちに修業証書が交付され、去勢技術者として働くことができた。この制度は、1911（明治44）年までに、335名の修業者が誕生し⁽⁶⁷⁾、予定の人員を得ることができたとして、募集停止となった。

また、普及に要する予算の問題もあった。馬政官岸本雄二がこのことに関して、以下のよう

各地適宜の位置に固定の假去勢所を設けて創口瘡治までは馬を其處に預かると云ふ工夫であつたのが、施術後直に馬を牽き歸らしめても何等癒合の成績に關係はないのであると云ふ事を確めたのであつて最早假厩を建設するの要もなく去勢所繫留中の飼料を準備する

の必要もない⁽⁶⁸⁾

岸本は、去勢の技術的な進歩が、予算の減額につながったとしている。去勢がより簡便な方法で行われ、馬にも財政にも負担が小さくなることは、普及にとって重要なポイントだった。

馬政局が公表した馬匹去勢成績から、全国の去勢手術を行った数と廃斃頭数を確認すると、1907（明治40）年は9,992頭に対して40頭⁽⁶⁹⁾、翌年は1万1,278頭に対して78頭⁽⁷⁰⁾、1913（大正2）年は8,512頭に対して31頭⁽⁷¹⁾となっている。これ以前の数字は公表されておらず、廃斃頭数が多かった可能性もあるが、少なくともこの頃になると低い数値で比較的安定している。ただし、家族同様に育ててきた馬が去勢手術によって死亡するかもしれないという不安は、馬産農家にとって深刻な問題であったに違いない。

結局、馬匹去勢法は、1916（大正5）年10月27日にずれ込んで、ようやく施行されることになった⁽⁷²⁾。公布から施行まで、15年の歳月を要したのである。

(5) 木曾谷にあらわれた矛盾

馬産地にあらわれた、軍馬改良による矛盾はこれだけではない。たとえば具体的な例として、木曾馬をあげることができる。1901（明治34）年7月、愛知種馬所が、7か所の種付所を木曾谷周辺に設置したものの、以下に引用するように、ほとんど機能しなかったのである。

しかし生産されるものは体格の増量こそあれ、木曾馬の小格馬としての美点を失い、この小格在来馬にいい知れぬよさを感じていた谷の農民は、心からこれを迎えるほどのものがなかつたばかりでなく、木曾馬の需要先である岐阜愛知の馬商には歓迎されず、市場の人気は在来馬に劣るやうなことになるので洋種を排して在来を尊ぶものが多かつた⁽⁷³⁾。

木曾馬は、小柄でありながらそれを生かすことで、山間部において重宝されたのであり、細く険しい山道であれば、体尺の向上がかえってデメリットをもたらすものと考えられた。名馬の産地とされた南部地方と同じように、木曾谷は稲作に適しておらず、産馬業は産業の重要な柱だった。しかし、優良種牡馬の輸入によって、岐阜、愛知といった、古くからの販路を失いかねない状況をまねいていたのである。

(6) 南部地方にあらわれた矛盾

軍馬改良が名馬の産地にもたらした矛盾は、去勢にとどまらなかった。南部地方には、以下に紹介するような事態も生まれていた。

天間川沿村の衰頹の源因を探求すると、固より様々の事由も伏在しているだろうが、其の中の九十九％は軍馬補充部、県立種馬育成所、奥羽種馬牧場等の官立事業が原因をなして居ると言うとも過言ではあるまい。其の理由は何人にも白明の理である。第一地所を取上げた事、其取上げた割合に沿村の農民全部を収容し能はむ事、労銀の余りに廉にして到底源の原野をして其草を厩肥として施肥する位、人造天然肥料を購求し能はぬ事。其から人情の常として有れば、有るに任せて冗費する事等の理由がある⁽⁷⁴⁾。

奥羽種馬牧場の用地取得には、17名が同意せず土地取用法の適用を受けるなど⁽⁷⁵⁾、広大な放牧地も手狭になってしまった。民間の牧場は、閉鎖に追いこまれるところが少なくなかった。

東北の産馬業が、徐々に停滞していく一方で、その地位を確立したのが北海道だった。北海道全体の生産頭数が、明治、大正、昭和と年々伸びているのに対して、1914（大正3）年、東北が追い抜かれたのである。北海道が2万9,218頭、東北は6県で2万7,468頭だった⁽⁷⁶⁾。第1表や第2表に示したように、明治も後半になると、種馬牧場や軍馬補充部支部が、北海道に設立され、東北の地位は相対的に低下していったのである。

(7) 馬小作と経済格差

最後に、矛盾の例として、産馬業を最底辺で支えた馬小作を取りあげる。「五戸町史」が以下のように馬小作を解説している。

分娩の駒は二才の秋にいたって競買に付す。その代価の六分を馬主に納め、その四分が借入の収利に属するのである。

その飼料費用はほとんど借主の支弁であって、もしその母馬が死亡したときは、別にこれを辞償するなどの契約があった。

この慣習はやや田畑の小作に似ているが蕃殖兼育成小作として明治大正を経て昭和二十年ごろまで存続した⁽⁷⁷⁾。

馬小作は、預かった馬を耕作に使用できたし、肥料の供給源とすることもできた。しかし、飼育にかかる費用はもちろん、病気になれば診察の費用もまたなければならなかった。馬産農家のほとんどが、1頭から数頭の馬を飼っている程度の小規模農家にとっては、軍馬として購買されることは、決して簡単なことではなかった。軍馬改良は、馬産地に経済的格差をもたらしたと考えられる。

おわりに

日清戦争をきっかけに、軍馬改良が本格的に動き出し、種馬牧場、種馬所の設立、馬匹改良関連法の整備など、数多くの改革が取り組まれた。しかし、性質の改善、体尺と能力の向上は、それぞれが金と時間と手間を要するものであり、日露戦争においても、その弱点が露呈する結果となった。

1906（明治39）年の馬政局発足によって、軍馬改良は陸軍省・農商務省・宮内省の枠をこえ、国家の総力をあげた取り組みへと発展した。軍馬の需要の高まりが、名馬の産地に経済的メリットをもたらしたことは事実である。しかし4年後、馬政局の主導権が陸軍に移ると、名馬の産地にもたらされた矛盾はより大きくなり、経済格差を生み出したと考えられる。

金子馬匹調査会長が、「民用馬ハ軍用馬タル」⁽⁷⁸⁾と述べたように、平時の農耕馬、輸送馬などは、戦時には軍馬として徴発される。優良種牡馬の導入や去勢などの軍馬改良は、あくまで陸軍の要求であり、馬産農家にとって緊急に取り組むべき課題とはいえなかった。

馬匹去勢法が公布から施行まで15年を要したのも、そして、北海道が日本最大の馬産地となっていたのも、南部地方の馬産農家にとっては、矛盾のあらわれだった。それは、陸軍が軍馬購買というアメと、優良種牡馬の輸入、去勢の普及というムチを使い分けながら、名馬の産地を政治的、経済的に支配し、利用した結果もたらしたものだ。

注

- (1) 「駢、驢馬の關係及該馬の效果等取調の件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C04013741700、老日記 明治33年12月（防衛省防衛研究所）3から4画像目。農商務総務長官藤田四郎が、1900（明治33）年11月10日、陸軍省総務長官中村雄次郎にあてた文書で、活兵器である馬の不完全は、「學國ノ大患ナリ」と述べている。
- (2) 「民間馬匹去勢励行の件」JACAR：C06083205300、明治32年坤「貳大日記2月」（防衛省防衛研究所）9から21画像目。
- (3) 武市銀治郎『富国強馬 ウマからみた近代日本』（講談社、1999年）。
- (4) 大江志乃夫『明治馬券始末』（紀伊國屋書店、2005年）。
- (5) 武市『富国強馬』p.15。
- (6) 同右、p.189。
- (7) 同右、p.264。
- (8) 大江『明治馬券始末』p.239。
- (9) 馬政については、新村出編『広辞苑 第一版』（1955年、岩波書店）で、「馬に関する行政のこと」と説明されているが、『広辞苑 第二版』（1969年）では、馬政という用語そのものが消えてしまった。
- (10) 森田敏彦『戦争に征った馬たち－軍馬碑からみた日本の戦争－』（清風堂書店、2011年）。
- (11) 大龍真俊『軍馬と農民』（京都大学学術出版会、2013年）。
- (12) 陸軍省編『日清戦争統計集－明治二十七・八年戦役統計－下巻1』（海路書院、2005年）具体的な軍馬の数についてはp.401、それ以外の軍馬についての記述はpp.397-399。
- (13) 「徴発令制定」JACAR：A15110074800、公文類聚・第六編・明治十五年・第十四卷・兵制一・兵制総

軍馬改良と名馬の産地

- (国立公文書館) 1 から 9 画像目。
- (14) 日本陸軍獣医師部史編集委員会編『日本陸軍獣医師部史』(紫陽会, 2002年) p.245。
- (15) 佐藤運平「軍馬見聞雑記」中央獣醫會編『中央獣醫會雜誌第九輯卷之五』(中央獣醫會, 1896年) p.23。
南部地方は、冀北の地とよばれ、古くから名馬の産地として知られていた。
- (16) 「33年北清事變の際軍馬に関する所見(1)」JACAR: C09122820100, 明治34年5月 参謀長会議書類(防衛省防衛研究所) 46から47画像目。
- (17) 太田横太郎「清國事件ニ於ケル我軍馬ニ就キ」『中央獣醫會雜誌第十三輯卷之十二』(1900年) p.17。
- (18) 獣医学士会の詳細は不明であるが、『中央獣醫會雜誌第十四輯卷之三』(1901年)に活動の一端が紹介されている。本稿でも紹介した太田横太郎、岡源次郎など、獣医学、畜産学の専門家が会員となり、牛疫の予防などについて、状況や対策を話し合っている。
- (19) 「故陸軍少将森岡正元叙勲の件」JACAR: A10113011900, 叙勲裁可書・大正十四年・叙勲卷四・内国人四止(国立公文書館) 10画像目。
- (20) 太田「清國事件ニ於ケル我軍馬ニ就キ」『中央獣醫會雜誌第十三輯卷之十二』(1900年) p.20。
- (21) 「明治三十三年北清事變ノ際軍馬ニ關スル所見」JACAR: C09122820300, 明治34年5月 参謀長会議書類(防衛省防衛研究所) 37画像目。
- (22) 岡源次郎「清國事件ニ於ケル我軍馬ニ就キ」『中央獣醫會雜誌第十三輯卷之十二』(1900年) pp.24-25。
- (23) 武市『富国強馬』 p.66。
- (24) 大江『明治馬券始末』 p.239。
- (25) 太田横太郎「出征地ニ於ケル我軍馬之狀況」中央獣醫會編『中央獣醫會雜誌第十八輯卷之一號』(中央獣醫會, 1905年) pp.15-16。なお、太田の報告は、「駒場獣醫科教官ニ宛テタル書信」とあるが、正確には合併や改称をへて、東京帝国大学農科大学獣医学科となっていた。
- (26) 山徳治郎「福島縣に發生せる馬及人の炭疽病」前掲『中央獣醫會雜誌第四十二輯卷之十一號』(1929年)には、炭疽病は一般草食獣の伝染病であるが、他の獣畜および人にも伝染するほとんど不治の疾病として恐れられていると紹介されている。
- (27) 鞍傷は、やせた馬がなりやすく、鞍のつけ方や荷物の加重によって生ずることもあり、戦闘が過酷になればなるほど発生したと考えられる。陸軍獣醫學校「臨床實驗 鞍傷豫防褥(一名愛馬褥)に就いて」『應用獣醫學雜誌第十三年第六號』によると、日露戦争における日本の軍馬の鞍傷は27.2%だったが、第一次世界大戦13.7%、シベリア出兵6.7%と減ったものの、満州事変13.7%、日中戦争28.8%と再び増加している。
- (28) 陸軍省編『日露戦争統計集 第11卷』(東林書院, 1995年復刻版) p.3。
- (29) 「第1章 馬匹に関する事項(1)」JACAR: C13110618600, 騎兵課業務詳報(防衛省防衛研究所) 24から26画像目。
- (30) 帝國競馬協會編『日本馬政史 四』(帝國競馬協會, 1928年) p.523。
- (31) 防衛省「明治卅七八年戦役陸軍政史 第二卷」(湘南堂書店, 1983年) pp.430-449。
- (32) 岡部利雄編『日本在来馬に関する研究-特に北海道和種、木曾馬及び御崎馬について』(丸善株式会社, 1953年) p.5。
- (33) 内村兵蔵「北清ニ於ケル列国軍馬ニ就テ」『中央獣醫會雜誌第十四輯卷之五』(1901年) p.7。
- (34) 「馬匹改良上に関する件」JACAR: C06085020000, 明治43年乾「貳大日記10月」(防衛省防衛研究所) 2画像目。
- (35) 日清戦争の参戦獣医数は、陸軍省編『日清戦争統計集-明治二十七八年戦役統計-下巻1』(海路書院, 2005年) p.19。日露戦争については、陸軍省編『日露戦争統計集 第11卷』(東林書院, 1995年復刻版) p.8。
- (36) 「御署名原本・明治二十八年・勅令第七十七号・馬匹調査会規則」JACAR: A03020202600, 御署名原本・明治二十八年・勅令第七十七号・馬匹調査会規則(国立公文書館) 1から6画像目。
- (37) 前掲『日本馬政史 四』 pp.45-63。

- (38) 「第一回馬匹調査會議事録下巻」(国会図書館デジタルコレクション <http://www.ndl.go.jp/>) p.251。
牧馬学校は、産馬の学術に通曉する人材を養成すると説明されている。
- (39) 下総御料牧場「下総御料牧場沿革史」(弘文堂, 1894年)によると、牛馬羊の蕃殖と種畜の改良を行っていた。
- (40) 「種馬牧場及種馬所設置の件に付建議」JACAR:C10060812300, 明治28年 編冊 閣省院 庁府県(防衛省防衛研究所)3画像目。
- (41) 『官報 第三八二八號』1896年4月7日。
- (42) 島司は、島地におかれた地方行政長官のこと。地方官官制第46条に規程されている。『官報 第九百拾五號』1886年7月20日。
- (43) 「馬匹ノ調査及検査ニ関スル法律ヲ定ム」JACAR:A15113100900, 公文類聚・第二十編・明治二十九年・第二十卷・軍事一・陸軍一(国立公文書館)5画像目。
- (44) 『官報 第三八三六号』1896年4月16日。
- (45) 『官報 第四一一五号』1897年3月25日。
- (46) 『官報 第四四三八号』1898年4月20日。
- (47) 『官報 第三八五七号』1896年5月11日。
- (48) 宮内庁『明治天皇紀 第10』(吉川弘文館, 1974年) pp.745-746。なお、1939(昭和14)年以降、4月7日は「愛馬の日」とされた。
- (49) 『官報 第七百七拾六號』1886年2月5日。
- (50) 『官報 第六三七一号』1904年9月22日。
- (51) 「産馬事業振興ニ関シ庁府県へ訓令ス」JACAR:A15113570900, 公文類聚・第三十編・明治三十九年・第二卷・官職一・官制一・官制一・内閣・外務省・内務省(国立公文書館)2画像目。
- (52) 『官報 第六八七四号』1906年5月31日。
- (53) 『官報 第六九〇五号』1906年7月6日。
- (54) 『官報 第八〇九九号』1910年6月22日。
- (55) 前掲『官報 第六八七四号』。なお、馬政局官制改正と同じ日に、馬政委員会官制も改正され、馬政委員会は陸軍大臣の監督下にはいった。
- (56) 農林省編『明治三十七年臨時馬制調査委員會議事録』(1935年) p.62。
- (57) 柳澤銀藏「去勢法の實施は産馬界に如何なる教訓を與へたる?」『中央獣医学会雑誌第三十七輯之二』(1924年) pp.2-3。
- (58) 今井吉平『日本馬政論』(有隣堂, 1913年) p.221。
- (59) 篠崎雅太郎「馬匹去勢術に就て」『東奥日報』1901(明治34)年2月22日付。
- (60) 「馬匹去勢法實施獎勵」『東奥日報』1905(明治37)年7月2日付。
- (61) 『官報 第五三二二号』1901年4月4日。
- (62) 農商務省農務局編『時局ニ於ケル農事獎勵施設及成績』(農商務省農務局, 1905年) pp.2-3。
- (63) 「38年度馬匹去勢獎勵費支出の件」JACAR:C03027939200, 明治38年「満大日記 4月上」(防衛省防衛研究所)4から6画像目。
- (64) 「馬匹去勢獎勵に関する閣令廃止の件」JACAR:C02030795800, 永存書類甲輯第5類第3冊 大正5年(防衛省防衛研究所)4画像目。
- (65) 前掲『時局ニ於ケル農事獎勵施設及成績』 p.12。
- (66) 『官報 第五五八号』1902年2月22日。
- (67) 前掲『日本馬政史 四』 p.713。なお、1910(明治43)年以降、練習期間は2か月に短縮された。
- (68) 岸本雄二「去勢術の變遷に就て」『中央獣医学会雑誌第三十三輯卷之一』(1917年) p.3。
- (69) 『官報 第七六二二号』1908年11月20日。
- (70) 『官報 第七九四六号』1909年12月17日。
- (71) 『官報 第三九六号』1913年11月22日。なお、『陸軍省第一回統計年報』には、1887(明治20)年の

軍馬改良と名馬の産地

「去勢術成績」として、371 頭に対して廃幣死 4 となっているが、未詳が 98 とあり、廃幣死の割合が高かった可能性がある。さらに、以後の陸軍省統計年報からは廃幣死の記述がなくなっている。明確な数字が確認できるのは、1907（明治 40）年からである。

- (72) 『官報 第一二七三号』1916 年 10 月 27 日。
- (73) 前掲『日本在来馬に関する研究－特に北海道和種、木曾馬及び御崎馬について』（1953 年）p.78。
- (74) 天間林村史編纂委員会編『天間林村史 下巻』（天間林村、1981 年）p.839。
- (75) 同右. pp.842-846。
- (76) 農林省畜産局『馬政第一次計畫実績調査 第二巻』（農林省畜産局、1935 年）pp.122-125。
- (77) 五戸町史編集委員会編『五戸町史 下巻』（五戸町、1969 年）p.598。
- (78) 「金子馬匹調査會長ノ馬匹改良意見」『日本馬政史 四』p.81。

Improvement of Military Horses and Famous Breeding Centers of Excellent Steeds: Contradictions Brought by Wars of the Meiji Era

HORIUCHI Takashi

During the Sino-Japanese War of 1894-95, the underdeveloped breed of Japanese steeds became apparent. Accordingly, Japan began to improve the quality of steeds by importing excellent stud horses, establishing studs, and loaning out studs to the private sectors all over Japan. However, it took long time, cost much money and demanded effort to achieve the goal, such as the import of horses and castration of horses. Therefore, even during the time of Russo-Japanese War of 1904-05, the expectations for the characters, physique, power of horses were never met, and the weakness of the steeds were still apparent.

In 1904 after the Russo-Japanese War started, the Meiji Emperor who was very concerned about the weak conditions of Japanese steeds directed to the prime minister and ministers related to this issue to improve the quality of Japanese steeds. As a result, the Bureau of Horse Administration was established, and the improvement of the quality of Japanese steeds became the national effort.

This national effort was a double-edged sword. On one hand, government's purchase of steeds meant a large income of farmers breeding horses. On the other hand, the improvement of steeds brought several contradictions to horse-breeding centers. For example, the improved physique of horses resulting from the introduction of better stud horses placed heavier economic burdens on farmers raising horses, such as more forage. It became more difficult for women and children of a farmer to handle larger horses. Furthermore, it took fifteen years that the Horse Castration Act was put into force after the promulgation because castration could not be widely practiced because of, for example, occasional death of horse in the process of castration. While the Japanese Imperial Army demanded the improvement of steeds, the improvement was not an urgent issue for the local studs. This contradiction was a result of the Army that utilized local studs politically and economically.

Keywords: Modern Japanese military history, beginning of the twentieth century, steeds, studs.